

第10章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

1 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

2 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び北海道がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による指定を受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明の交付

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立するものとする。
- (2) 市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名	(イ) 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(イ) 生年月日	
(ウ) 性別	
(エ) 住所	(ロ) (イ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(オ) 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況	
(カ) 援護の実施の状況	(ヌ) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
(ク) 電話番号その他の連絡先	
(ケ) 世帯の構成	(ヘ) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
(コ) 罹災証明の交付の状況	

ウ 市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関

する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、上記の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した市民の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

(1) 生活福祉資金

(2) 母子・寡婦福祉資金

(3) 国民金融公庫資金

(4) 災害援護資金貸付金

(5) 災害弔慰金

(6) 災害障害見舞金

(7) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）

(8) 災害復興住宅資金

(9) 農林漁業セーフティネット資金

(10) 天災融資法による融資

(11) 造林資金

(12) 樹苗養成施設資金

(13) 林道資金

- (14) 主務大臣指定施設資金
- (15) 共同利用施設資金
- (16) 備荒資金直接融資資金
- (17) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (18) 勤労者福祉資金
- (19) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援
- (20) 深川市勤労者生活資金融資

市内の中小企業に働く未組織労働者で、市内同一職場に1年以上継続勤務（季節労働者は、失業期間を挟んで前後12カ月以上継続勤務）していて他の生活資金金融の途のない者に対して融資を行う。

4 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

5 義援金配分計画

(1) 義援金の募集と周知

市長（広報・調整班）は、義援金について、国及び県並びに市ホームページ、報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

ア 受入れ窓口

イ 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 義援金の受入れ・配分

ア 受入れ

管理班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受入れ窓口を開設する。また、義援金の受入れにあたっては、寄託者へ受領書を発行し、保管する。

イ 配分

広報・調整班は、集まった義援金の配分方法について、必要に応じて、日本赤十字社北海道支部、深川市社会福祉協議会等と協議し決定する。

広報・調整班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。